

独立行政法人科学技術振興機構法案新旧対照条文

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|-------------|-----------------------------|-------------|-----------------------------|
| 別表第一（第二条関係） | | 別表第一（第二条関係） | |
| 名称 | 海洋水産資源開発センター | 名称 | 海洋水産資源開発センター |
| 根拠法 | 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号） | 根拠法 | 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号） |
| 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） | 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） |
| 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） | 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） |
| 科学技術振興事業団 | 科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号） | 科学技術振興事業団 | 科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号） |

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

（傍線部分は改正部分）

| | | | |
|-----|--|--------------|-----------------------------|
| 改正案 | | 別表（第二条関係） | |
| | | 名称 | 根拠法 |
| | | 海洋水産資源開発センター | 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号） |
| | | 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） |
| 現行 | | 別表（第二条関係） | |
| | | 名称 | 根拠法 |
| | | 海洋水産資源開発センター | 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号） |
| | | 科学技術振興事業団 | 科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号） |
| | | 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） |